

”昼間の兄弟””第二の家庭”学童保育所です。

# 子どもたちに安全で 豊かな放課後を！



「事件や事故に巻きこまれては、ないだろうか？」「お友達とちゃんと遊べてるのかな！」子どもたちが、安全で生き生きとした豊かな放課後を過ごすために、働く親たちの願いから作られたのが学童保育所です。親の自主的な活動として、作られてきたものが市を動かし、さらに国を動かし1997年に児童福祉法が改正され第二種福祉事業として位置づけられ現在に至っています。

学童保育所は、共働き・一人親家庭の増加や地域で子どもが被害に遭う痛ましい事件の多発などにより、働きながら子育てをする家庭にとって、なくてはならない施設として必要性和期待がますます高まっています。

## 神戸市学童保育連絡会

〒650-0022 神戸市中央区元町通6丁目7-9 秋毎ビル3F  
TEL&FAX (078) 360-2728  
E-Mail : kobe\_gkd@me.com

# 私たちの求めること

●地域方式(民設)学童保育所への運営助成金、家賃補助を大幅に引き上げ、安心して保育できる場所を確保してください。

地域方式(民設)学童保育所では親や住民が、場所も指導員も確保して運営しています。家賃の高騰や近隣からの苦情等により、学童保育所として運営していける物件自体がない状況です。学童保育所として使える公的な場所を確保してください。

●障がいを持っている子どもが安心して通えるようにしてください。

障がい児を受入にあたり指導員体制を強化するための助成金である障害児受入加算については、年間を通じて指導員の加配が行えるよう増額してください。受け入れに際しては、個別の要望に耳を傾けてください。又障がい児受入施設の指導員並びに父母の相談に、専門知識や経験を有する者を派遣してください。

●高学年児童(4年生以上)を助成金の対象にしてください。

一人っ子家庭の増加等で4年生になっても学童保育を必要とする家庭が増えています。また、高学年を含めた保育の中で子どもたちが、人間関係の強さや豊かさを身につけ、成長していることから高学年にも学童保育は必要です。

●放課後子どもプランの推進にあたっては、学童保育が拡充するようにしてください。

プランの両事業が一体的に進められる中で、全児童対策に学童保育事業が吸収されることなく、両事業をそれぞれ充実させ、学童保育事業が拡充するようにしてください。

●学童保育指導員の労働条件を公的責任で改善してください。

子どもたちが安心・安全に放課後を過ごすには、信頼できる指導員がいることが絶対に必要です。知識・経験を持った指導員の継続的な確保は、より良い学童保育を行うために欠かせません。しかし、指導員の労働条件は大変低い水準であり、子どもたちの安全と成長に責任を持つ職務に見合う待遇になっていません。指導員が安心して長期に継続勤務できるよう、指導員の労働条件を公的責任で改善してください。

●子どもの安全に関わる情報の速やかで確実な伝達と、安全な遊び場を公的に確保して下さい。

学校、保育所、児童館などと同様に、子どもの安全に関わる情報の速やかで確実な伝達を確立して下さい。又保育中の事故が起きないように、安全な遊び場を公的に確保して下さい。

**学童保育予算を増額してください！**